

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。					
達成すべき目標	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,858,136	3,960,450	3,969,978	351,065
		補正予算(b)	0	0	4,310,751	0
		繰り越し等(c)	0	▲ 125,532	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	3,858,136	3,834,918	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	3,858,136	3,834,918	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年2月第177回国会衆・参環境委員会環境大臣挨拶において、産業廃棄物の適正な処理を推進し、不適正処理・不法投棄対策を進めるなど、安全・安心な廃棄物処理を推進との発言があった。					

測定指標	1 産業廃棄物の不法投棄件数	基準値	実績値					目標値
		11年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		1,049	382	308	279	216	24年末頃公表予定	H11年度に対し概ね半減
		年度ごとの目標値	—					—
	2 産業廃棄物の不法投棄量(万トン)	基準値	実績値					目標値
		11年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		43.3	10.2	20.3	5.7	6.2	24年末頃公表予定	H11年度に対し概ね半減
		年度ごとの目標値	—					—
	3 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数	基準値	実績値					目標値
		11年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		—	2	4	2	2	24年末頃公表予定	0
		年度ごとの目標値	—					—
	4 有害廃棄物の適正な処理の確保	基準	施策の進捗状況					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		—	—	廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドラインを作成	感染性廃棄物処理マニュアルを改訂	PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を策定	新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成	—
		年度ごとの目標値	—					—
	5 クリアランス物のトレーサビリティの確保	基準	施策の進捗状況					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		—	—	—	—	クリアランス制度に係る現場確認作業マニュアルを作成	クリアランス物情報管理システムを新たに構築	—
		年度ごとの目標値	—					—
6 バーゼル法輸出承認件数	基準値	実績値					目標値	
	年度	19年	20年	21年	22年	23年	年度	
	—	55	46	71	57	50	—	
	年度ごとの目標値	—					—	—
7 バーゼル法輸入承認件数	基準値	実績値					目標値	
	11年度	19年	20年	21年	22年	23年	年度	
	—	35	36	40	46	44	—	
	年度ごとの目標値	—					—	—

8 廃棄物処理法輸出確認件数	基準値	実績値					目標値
	11年度	19年	20年	21年	22年	23年	年度
	—	36	33	27	30	26	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—

9 廃棄物処理法輸入許可件数	基準値	実績値					目標値
	年度	19年	20年	21年	22年	23年	年度
	—	6	9	18	11	9	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—

<p>目標の達成状況</p>	<p>○不法投棄対策等については、不法投棄の件数は減少、量も減少しており、基準年(平成11年度)の値を概ね半減という目標は達成した。</p> <p>○有害な廃棄物の適正な処理の確保については、「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を改訂(平成23年3月)した。また、「新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例」を作成した。</p> <p>○バーゼル法及び廃棄物処理法による厳格な輸出入審査を実施した。 ○地方環境事務所において、輸出業者等への法規制の周知徹底のための法規制に関する情報提供の定期的な実施や事前相談対応を行うとともに(バーゼル法等説明会の実施(全国12カ所)や事前相談の実施(約1,800件)等)、不法輸出入疑義案件への対応として、税関における開披検査立会等を行い、適正な輸出入の確保のための取組を進めた。 ○バーゼル法の適切な運用に関する検討を行い、規制対象の明確化のための判断指針案等を取りまとめた。 ○アジア地域における情報交換体制(アジアネットワーク)を推進し、バーゼル条約担当官等が出席するワークショップの継続的な開催やウェブサイトの運用等により、アジア地域の有害廃棄物等の不法輸出入の防止に貢献した。 ○アジア各国やバーゼル条約地域センターの電気電子機器廃棄物やコンピュータ機器廃棄物等の環境上適正な管理に関するニーズに基づき、バーゼル条約上で行われているアジア地域における電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクトや、コンピュータ機器廃棄物パートナーシッププログラム(PACE)における各プロジェクトに環境相担当職員が参画し、プロジェクトの計画・実施を行った。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>○不法投棄対策については、これまで累次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者の責任追及の強化、不法投棄等に対する罰則の強化等を行うとともに、地方環境事務所を拠点とした関係機関等との連携による監視・啓発活動及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等による未然防止・拡大防止対策を着実に推進することにより、不法投棄の件数は減少、量は減少しており、基準年(平成11年度)の値を概ね半減という目標は達成した。今後も引き続き、都道府県等と連携し、情報共有や監視体制の強化を図り不法投棄等の防止を進めるとともに、計画的に生活環境保全上の支障除去等を行う。</p> <p>○有害な廃棄物の適正な処理の確保のための検討を行い、以下の文書の改訂等を行った。 ・PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を改訂(平成23年3月) ・新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成(平成23年8月) 今後は、水銀条約が制定見込みであること、HBCCIに関して化審法改正の動きがあることから、これらの物質についても適正な処理を確保する。</p> <p>○有害廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。引き続き、税関等の関係省庁と連携した国内における監視体制の強化、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物の明確化、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により、アジア地域全体での有害廃棄物等の不法輸出入防止に向けた監視能力を強化し、環境保全上望ましい形での国際的な循環型社会の構築を図る。 ○バーゼル条約で行われているアジア地域における電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクトや、コンピュータ機器廃棄物パートナーシップ(PACE)のプロジェクトへの参画や関連する会議に出席し、アジア地域におけるこれらの廃棄物等の環境上適正な管理に関する各種活動に貢献した。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>支障除去等に関する基金のあり方懇談会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル対策部会廃棄物処理基準等専門委員会</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成22年度)について」http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14644</p>
----------------------------------	--

担当部局名	適正処理・不法投棄対策室	作成責任者名	吉田 一博	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------------	--------	-------	----------	---------